

慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科公式ロゴ使用に関する規程

制定 2020年9月30日

(公式ロゴ)

第1条 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント(以下、SDM)研究科の「公式ロゴ(以下、公式ロゴ)」とは、SDM研究科が自研究科を示すために作成した、文字・画像等を含むデザインである。SDM研究科は、公式ロゴに関する規程を定める。公式ロゴの使用を希望する者および使用者は、当該規程を遵守しなければならない。

(使用者の範囲)

第2条 使用者の範囲は、原則、SDM研究科の常勤／非常勤の教職員・研究員・学生・修了生およびSDM研究科付属SDM研究所の顧問・上席研究員・研究員等である。それ以外の者が公式ロゴの使用を希望する場合は、SDM研究科における審査・承認が必要である。

(公式ロゴ画像の電子ファイル)

第3条 公式ロゴ画像の電子ファイルは、SDM研究科および事務局が管理する。SDM研究科内の授業・研究発表・業務における使用のために、SDM研究科の常勤／非常勤の教職員と学生には、一定期間、公式ロゴの電子ファイルを配布する。上記以外の者、また他の目的での使用を希望する者は、SDM研究科が指定する方法で使用許可申請を行い、使用が許可された後、電子ファイルを入手・使用する。入手した電子ファイルを、他者に貸与・譲渡してはならない。

(使用目的)

第4条 専任教員以外の者が以下の目的で使用する場合は、その都度、SDM研究科が指定する方法で使用許可申請を行わなければならない。研究科により申請内容が審査・承認されると、使用を開始できる。ただし営利目的の使用は認められない。

- ① SDM研究科外での活動(授業、研究発表、講演、業務等)
- ② 教育者・研究者・学生の立場を示すための名刺の作成
- ③ SDM研究科外でも利用可能な物品や記念品等の作成
- ④ その他

(違反行為者)

第5条 本規程に違反する行為をした者について、SDM研究科は公式ロゴ使用の取り消し・注意・報告要求・処罰等を行うことができる。

附則

この規程は、2020年9月30日から施行する。